

神戸市しあわせ条例施行規則の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

神戸市しあわせの村内には、ローンボウルス場を設置しています。

現在、ローンボウルス場の芝生を天然芝から人工芝へ変更する改修工事を実施しておりますが、この工事によって、芝生の養生期間を設けることが不要となり、市民のみなさまにより多くご利用いただける環境が整うことから、休業日の見直しを行います。

そのため、以下のとおり、神戸市しあわせの村条例施行規則の一部改正を行います。

2. 改正の概要

ローンボウルス場の休業日を「月曜日から金曜日までの日（休日を除く。）」から「月曜日」に変更する。

※年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日をいう。）及び指定管理者がローンボウルス場の管理運営上特に必要があると認める日については、従前どおり休業日。

3. 施行期日（予定）

令和3年4月1日